

環境性能に優れた自動車等に対する自動車重量税の減免措置について

平成 27 年 5 月
(令和6年4月改訂)
国 税 庁

















租税特別措置法の規定により、自動車重量税について次のような特例措置が設けられています。

1 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の減免措置（エコカー減税）

- (1) 特に環境性能に優れた、環境負荷の小さい検査自動車について、**令和6年1月1日から令和8年4月30日までの間に**、新車新規検査（予備検査を含みます。以下同じ。）により自動車検査証の交付を受ける場合には、納付すべき自動車重量税が**減免**（100%・75%・50%・25%）されます。

① 自動車重量税が全額免除されるもの（詳細は別表1をご参照ください。）

車 種 等		燃 費 基 準	排 出 ガ ス 基 準
電気自動車 (燃料電池自動車を含む)		—	—
天然ガス自動車	車両総重量 3.5 t 以下の自動車	—	平成 30 年排出ガス規制適合
	車両総重量 3.5 t 超の自動車	—	
プラグインハイブリッド自動車		—	—
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	乗用自動車	  <p>令和 12 年度燃費基準達成車</p> <p>※令和 7 年 4 月 30 日までの間</p>   <p>令和 12 年度燃費基準 90% 達成車</p>	
	車両総重量 3.5 t 以下のバス		
			

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	車両総重量 3.5 t 以下のトラック	 2022年度 燃費基準達成車	
		(車両総重量 2.5 t 以下のトラック)  2022年度 燃費基準105%達成車	
石油ガス自動車 (ハイブリッド車を含む)		 2030年度基準  2020年度 燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準達成車 ※令和 7 年 4 月 30 日までの間  2030年度基準  2020年度 燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準 90% 達成車	
クリーンディーゼル乗用車 (ハイブリッド車を含む)		 2030年度基準  2020年度 燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準達成車 ※令和 7 年 4 月 30 日までの間  2030年度基準  2020年度 燃費基準達成車 令和 12 年度燃費基準 90% 達成車	平成 30 年排出ガス規制適合
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	車両総重量 3.5 t 以下のバス	 2020年度 燃費基準+5%達成車	平成 30 年排出ガス規制適合
	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック	 2022年度 燃費基準達成車	平成 30 年排出ガス規制適合
	車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック	 2025年度 燃費基準達成車 ※令和 7 年 4 月 30 日までの間  平成27年度 燃費基準+15%達成車	平成 28 年排出ガス規制適合

② 自動車重量税が75%軽減されるもの（詳細は別表2をご参照ください。）

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	車両総重量 3.5 t 以下のバス		
			
	車両総重量 3.5 t 以下のトラック		
		(車両総重量 2.5 t 以下のトラック) 	
	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック		
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量 3.5 t 以下のバス		平成 30 年排出ガス規制適合
	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック		平成 30 年排出ガス規制適合







③ 自動車重量税が50%軽減されるもの（詳細は別表3をご参照ください。）

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	乗用自動車	  令和12年度燃費基準90%達成車 ※令和7年4月30日までの間   令和12年度燃費基準80%達成車	
	車両総重量3.5t以下のバス		
	車両総重量3.5t以下のトラック		
		(車両総重量2.5t以下のトラック) 	
車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック			
石油ガス自動車 (ハイブリッド車を含む)		  令和12年度燃費基準90%達成車 ※令和7年4月30日までの間   令和12年度燃費基準80%達成車	
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	乗用自動車	  令和12年度燃費基準90%達成車 ※令和7年4月30日までの間   令和12年度燃費基準80%達成車	平成30年排出ガス規制適合

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック		平成 30 年排出ガス規制適合
	車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック	<div style="text-align: center;"> ※令和 7 年 4 月 30 日までの間 </div>	平成 28 年排出ガス規制適合

④ 自動車重量税が 25%軽減されるもの (詳細は別表 4 をご参照ください。)

車種等		燃費基準	排出ガス基準
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	乗用自動車	<div style="text-align: center;"> 令和 12 年度燃費基準 80%達成車 </div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> ※令和 7 年 4 月 30 日までの間 </div> <div style="text-align: center;"> 令和 12 年度燃費基準 70%達成車 </div> <div style="text-align: center;"> </div>	
	車両総重量 2.5 t 以下のトラック		
	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック		

車種等		燃費基準	排出ガス基準
石油ガス自動車 (ハイブリッド車を含む)		 令和12年度燃費基準80%達成車 ※令和7年4月30日までの間  令和12年度燃費基準70%達成車	
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	乗用自動車	 令和12年度燃費基準80%達成車 ※令和7年4月30日までの間  令和12年度燃費基準70%達成車	平成30年排出ガス規制適合
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	車両総重量3.5t超のバス・トラック	※令和7年4月30日までの間 	平成28年排出ガス規制適合

(2) 上記(1)①の適用を受けた電気自動車等^(※1)及び一定のガソリン車等^(※2)については、**新車新規検査による車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までの間に、継続検査等(新車新規検査後、最初に受けるものに限ります。)により自動車検査証の交付を受ける場合(新車新規検査による自動車検査証の記載事項について車両構造等の変更がない場合に限ります。)**には、納付すべき自動車重量税が**免除**されます。

※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド車をいいます。

※2 一定のガソリン車等とは、ガソリン車(乗用自動車に限ります。)、石油ガス自動車及びディーゼル車(乗用自動車に限ります。のうち、令和12年度燃費基準120%達成車(令和7年5月1日から令和8年4月30日までの間は令和12年度燃費基準125%達成車)をいいます。

(3) 上記(1)④の適用を受けた一定のガソリン車等^(※3)のうち、令和12年度燃費基準75%達成車については、令和7年5月1日から令和8年4月30日の間、本則税率が適用されます。

※3 一定のガソリン車等とは、ガソリン車(乗用自動車に限ります。)、石油ガス自動車及びディーゼル車(乗用自動車に限ります。)をいいます。

2 バリアフリー性能に優れた一定の乗合自動車等に係る自動車重量税の特例措置

一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供する乗合ノンステップバス及び乗合リフト付きバス、一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する貸切ノンステップバス及び貸切リフト付きバス、一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するユニバーサルデザインタクシーについて、**令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に**、新車新規検査により自動車検査証の交付を受ける場合には、納付すべき自動車重量税が**免除**されます（[詳細は別表5をご参照ください](#)）。

3 先進安全自動車（ASV）に係る自動車重量税の特例措置

道路運送車両の保安基準に適合する側方衝突警報装置（BSIS）及び歩行者検知機能付きの衝突被害軽減ブレーキ（歩行者対応AEB）を装備した一定のトラック又はバスについて、新車新規検査により自動車検査証の交付を受ける場合には、納付すべき自動車重量税が**軽減**（50%・25%）されます（[詳細は別表6、別表7をご参照ください](#)）。

		2装置装備 【対象装置】 ①側方衝突警報装置 ②衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）	1装置装備 【対象装置】 側方衝突警報装置	1装置装備 【対象装置】 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）
トラック	3.5t超 8t以下	—	—	25%軽減 (令和8年4月30日まで)
	8t超	50%軽減 (令和6年4月30日まで)	25%軽減 (令和6年4月30日まで)	
バス		—	—	

お問合せ先

自動車重量税の減免措置についてご不明な点がございましたら、次の各問合せ先にご照会ください。

○ 所有（購入）する自動車等が減免の対象となるかどうかの確認

会社名（50音順）	住 所	担当部署	電話番号等
アウディジャパン	東京都品川区北品川 4-7-35 御殿山トラストタワー16F	アウディ・コミュニケーションセンター 9:00～19:00（年中無休）	0120-598-106
いすゞ自動車(株)	神奈川県横浜市西区高島一丁目2 番5号横濱ゲートタワー	お客様相談センター 月～金 9:00～12:00/13:00～17:00 （除く所定の休日）	0120-119-113
G L M (株)	京都府京都市左京区吉田本町 京都大学VBL	GLMコールセンター 9:00～18:00 （土・日・祝日を除く）	0774-39-8822
ジャガー・ランドローバー・ジャパン(株)	東京都品川区北品川 6-7-20 ガーデンシティ北品川御殿山9階	お客様相談室 9:00～17:00 （土・日・祝日を除く）	0120-922-772
スズキ(株)	静岡県浜松市南区高塚町 300	お客様相談室 9:00～12:00/13:00～17:00	0120-402-253
Stellantis ジャパン(株)	東京都港区芝 5-36-7 三田ベルジュビル	ジープフリーコール 9:00～21:00（年中無休）	0120-712-812
		プジョーコール 9:00～19:00（年中無休）	0120-840-240
		シトロエンコール 9:00～19:00（年中無休）	0120-55-4106
		CIAO FIAT 9:00～21:00（年中無休）	0210-404-053
		アバルトコールセンター 9:00～21:00（年中無休）	0120-130-595
		Alfa Contact 9:00～21:00（年中無休）	0120-779-159
		DS コール 9:00～19:00（年中無休）	0120-92-6813
(株) S U B A R U	東京都渋谷区恵比寿 1-20-8	SUBARUお客様センター 平日 9:00～17:00 土・日・祝日 9:00～12:00/13:00～17:00	0120-052-215
ダイハツ工業(株)	大阪府池田市ダイハツ町 1-1	ダイハツお客様コールセンター 9:00～17:00	0800-500-0182
テスラ モーターズ ジャパン(同)	東京都港区虎ノ門 4-1-13 プライムテラス神谷町	お客様相談センター 平日 11:00～19:00 土・日・祝日 10:00～18:00	0120-966-774
トヨタ自動車(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 4-7-1	トヨタ自動車お客様相談センター 9:00～18:00（365日年中無休）	0800-700-7700
		レクサスインフォメーションデスク 9:00～18:00（365日年中無休）	0800-500-5577
ニコル・オートモビルズ(同)	東京都世田谷区中町 1-1-1	ALPINA CALL 10:00～19:00	0120-866-250
日産自動車(株)	神奈川県横浜市西区高島 1-1-1	お客様相談室 9:00～17:00（12/31～1/2を除く）	0120-315-232
ビー・エム・ダブリュー(株)	東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング	BMW カスタマー・インタラクション・センター 平日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00	0120-269-437
		MINI カスタマー・インタラクション・センター 平日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00	0120-329-814
B - O N (株)	東京都港区港南 2-16-2 太陽生命品川ビル 28階	企業ホームページ （平日のみ）	https://www.jp.b-on.com/
BYD Auto Japan (株)	神奈川県横浜市神奈川区金港町 1-7 横浜ダイヤビルディング 19階	BYD コールセンター 平日 9:00～17:30	0120-807-551
日野自動車(株)	東京都日野市日野台 3-1-1	お客様相談窓口 9:00～12:00/13:00～17:00	0120-106-558

会社名 (50音順)	住 所	担当部署	電話番号等
Hyundai Mobility Japan ㈱	神奈川県横浜市みなとみらい 3-6-1 みなとみらいセンタービル 16 階	Hyundai カスタマーセンター 平日 9:00~18:00	0120-600-066
Ferrari Japan ㈱	東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー	フェラーリ・ジャパン カスタマーサービス (フェラーリロードサイ ドアシスタンス)	0120-688-801
フォルクスワーゲングループジャパン㈱	愛知県豊橋市明海 5 番地の 10	フォルクスワーゲンカスタマーセンター 年中無休 24 時間受付	0120-993-199
ポルシェジャパン㈱	東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー29 階	カスタマー・ケア・センター 月~金 9:00~18:00	0120-846-911
ボルボ・カー・ジャパン㈱	東京都港区芝公園 1-1-1 住友不動産御成門タワー11 階	ボルボカスタマーセンター 9:00~19:00 (365 日年中無休)	0120-55-8500
本田技研工業 ㈱	埼玉県和光市本町 8-1	お客様相談センター 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-112-010
マ ッ ダ ㈱	広島県安芸郡府中町新地 3-1	マツダコールセンター 平日 9:00~17:00 土・日・祝日 9:00~12:00/13:00~17:00	0120-386-919
三菱自動車工業 ㈱	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	お客様相談センター 9:30~12:30/13:30~17:00	0120-324-860
三菱ふそうトラック・バス㈱	神奈川県川崎市中原区大倉町 10 番地	お客様相談センター 月~金 9:00~12:00/13:00~17:00 (所定の休日を除く)	0120-324-230
メルセデス・ベンツ日本 (同)	千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト 8 階	メルセデス・コール 8 時~20 時 365 日年中無休 (システムメンテナンス等でサービスを休止す る場合があります。あらかじめご了承ください。)	0120-190-610
UD トラックス ㈱	埼玉県上尾市大字老丁目 1 番地	お客様相談室 月~金 9:00~12:00/13:00~17:00 (会社休業日を除く)	0120-67-2301
UD トラックス ㈱ (ボルボトラック)	埼玉県上尾市大字老丁目 1 番地	ボルボ・トラックセールス 9:00~18:00	048-615-8190
ルノー・ジャポン ㈱	神奈川県横浜市西区高島 1-1-2	ルノー・コール 9:00~18:00 (年中無休)	0120-676-365

団体名	住 所	担当部署	電話番号
【国内メーカー】 一般社団法人日本自動車工業会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16・17 階	総合政策領域	03-5405-6120
【海外メーカー】 日本自動車輸入組合	東京都港区芝 3-1-15 芝ポートビル 5 階	会員業務部	03-5765-6812
【販売店 (登録車)】 一般社団法人日本自動車販売協会連合会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 15 階	法 務 部	03-5733-3105
【販売店 (軽自動車)】 一般社団法人全国軽自動車協会連合会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 11 階	管 理 部	03-5472-7861
【中古車】 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会	東京都渋谷区代々木 3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 10 階	企 画 部	03-5333-5881
【整備】 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	東京都港区六本木 6-10-1 森タワー17 階	事 業 部	03-3404-6143

○ 登録自動車に係る自動車重量税の税額及び検査の手続について

【国土交通省物流・自動車局ホームページ】

自動車関係税制について（エコカー減税、グリーン化特例 等）

⇒ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html

自動車検査登録総合ポータルサイト

⇒ <https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

○ 軽自動車に係る自動車重量税の税額及び検査の手続について

【軽自動車検査協会ホームページ】

⇒ <https://www.keikenkyo.or.jp>




○ 自動車重量税法及び租税特別措置法に規定する法令の解釈について












⇒ 住所地等を管轄する国税局消費税課（沖縄国税事務所においては間税課）






※ 税務署（国税局）では、今回の減免措置の法令解釈についてご説明させていただくこととしております。

どのメーカーのどの車種（商品名）が減免の対象となるかについては、各自動車メーカーの窓口にお問い合わせください。

別表1(免税)

車種等	租特法	租特規	要件等(概要)	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示	
電気自動車 (燃料電池車を含む)	90の12①一	—	電気を動力源とするもので内燃機関を有しないもの	—	—	
天然ガス自動車	90の12①二	イ	40の4①、②	排出ガス保安基準(平成30年10月1日以降に適用されるべきもの)に適合するもの	【燃料の種類】欄 可燃性天然ガス	
		ロ	40の4①、③、④	平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める値より10%以上少ないもの		
プラグインハイブリッド自動車	90の12①三	40の4⑤、⑥	ハイブリッド自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの	【備考】欄 プラグインハイブリッド自動車	—	
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	90の12①四	イ	40の4⑦、⑧、⑨	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和12年度燃費基準以上(令和7年4月30日までは令和12年度燃費基準の90%以上)、かつ、令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄(※) 令和12年度燃費基準達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準125%達成及び令和2年度燃費基準達成車 令和7年4月30日までの間は以下を含む 令和12年度燃費基準90%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準95%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準120%達成及び令和2年度燃費基準達成車	
		ロ	40の4⑩	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和2年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和2年度燃費基準5%向上達成車	



車種等		租特法		租特規	要件等（概要）	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量 3.5t以下のバス	90の12④四	ハ	40の4⑩	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より25%以上少ないもの ・令和2年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和2年度燃費基準10%向上達成車 ～（10%毎に記載） 令和2年度燃費基準50%向上達成車 又は 令和2年度燃費基準90%向上達成車	 &   又は  
	車両総重量 3.5t以下のトラック				90の12④四	ニ	40の4⑫
石油ガス自動車 (ハイブリッド自動車を含む)		90の12④五		40の4⑬、⑭	次のいずれにも該当するもの ・平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和12年度燃費基準以上（令和7年4月30日までの間は令和12年度燃費基準の90%以上）、かつ、令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄（※） 令和12年度燃費基準達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準125%達成及び令和2年度燃費基準達成車 令和7年4月30日までの間は以下を含む 〔令和12年度燃費基準90%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準95%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準120%達成及び令和2年度燃費基準達成車〕	  〔   〕 &  又は 
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)					90の12④六	イ	40の4⑮、⑯

車種等		租特法		租特規	要件等（概要）	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示
ディーゼル車 （ハイブリッド自動車を含む）	車両総重量3.5t以下のバス	90の12①六	ロ	40の4⑰	次のいずれにも該当するもの ・平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの ・令和2年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和2年度燃費基準5%向上達成車 又は 令和2年度燃費基準10%向上達成車 ～（10%毎に記載） 令和2年度燃費基準50%向上達成車 又は 令和2年度燃費基準90%向上達成車	 又は 
	車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック		ハ	40の4⑱	次のいずれにも該当するもの ・平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの ・令和4年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和4年度燃費基準達成車	
ディーゼル車 （ハイブリッド自動車を含む）	車両総重量3.5t超のバス・トラック	90の12①六	ニ	40の4⑲、⑳	次のいずれにも該当するもの ・平成28年軽油重量車基準に適合するもの ・令和7年度燃費基準以上（令和7年4月30日までの間は、平成27年度燃費基準より15%以上）燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和7年度燃費基準達成車 令和7年4月30日までの間 〔平成27年度燃費基準15%向上達成車〕	 

※ 令和2年度燃費基準については、達成のほか、110%から150%まで10%毎、109%、123%又は190%と記載






















別表2(75%軽減)

車種等		租特法	租特規	要件等(概要)	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示	
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量 3.5t以下のバス	90の12②一	イ	40の4㉔	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和2年度燃費基準達成車	 &  
			ロ	40の4㉕	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より25%以上少ないもの ・令和2年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和2年度燃費基準5%向上達成車	 &   
	ハ		40の4㉖	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和4年度燃費基準の95%以上燃費性能の良いもの (車両総重量2.5t以下のものは、令和4年度燃費基準以上燃費性能の良いもの)	【備考】欄 令和4年度燃費基準95%達成車 〔車両総重量2.5t以下のものは、令和4年度燃費基準達成車〕	 &   & 	
	ニ		40の4㉗	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より25%以上少ないもの ・令和4年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和4年度燃費基準達成車	 &   	
	車両総重量 3.5t以下のトラック						
	車両総重量 2.5t超3.5t以下のトラック						

車種等		租特法		租特規	要件等（概要）	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量 3.5t以下のバス	90の12②二	イ	40の4㉔	次のいずれにも該当するもの ・平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの ・令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和2年度燃費基準達成車	
	車両総重量 2.5t超3.5t以下のトラック		ロ	40の4㉔	次のいずれにも該当するもの ・平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの ・令和4年度燃費基準の95%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和4年度燃費基準95%達成車	

別表3(50%軽減)

車種等		租特法	租特規	要件等(概要)	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	乗用自動車	90の12③一	イ	40の4㉗	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和12年度燃費基準の90%以上(令和7年4月30日までの間は80%以上)、かつ、令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	<p>【備考】欄(※)</p> <p>令和12年度燃費基準90%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準95%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和7年4月30日までの間は以下を含む 令和12年度燃費基準80%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準85%達成及び令和2年度燃費基準達成車</p> <p>&</p>
	車両総重量3.5t以下のバス		ロ	40の4㉘	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より25%以上少ないもの ・令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	<p>【備考】欄</p> <p>令和2年度燃費基準達成車</p> <p>&</p>
	車両総重量3.5t以下のトラック		ハ	40の4㉙	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和4年度燃費基準の90%以上燃費性能の良いもの(車両総重量2.5t以下のものは、令和4年度燃費基準の95%以上燃費性能の良いもの)	<p>【備考】欄</p> <p>令和4年度燃費基準90%達成車</p> <p>(車両総重量2.5t以下のものは、令和4年度燃費基準95%達成車)</p> <p>&</p>
	車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック		ニ	40の4㉚	次のいずれにも該当するもの ・平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より25%以上少ないもの ・令和4年度燃費基準95%以上燃費性能の良いもの	<p>【備考】欄</p> <p>令和4年度燃費基準95%以上達成車</p> <p>&</p>

車種等		租特法	租特規	要件等 (概要)	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示	
石油ガス自動車 (ハイブリッド自動車を含む)		90の12③二	40の4④	次のいずれにも該当するもの ・平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和12年度燃費基準の90%以上（令和7年4月30日までの間は80%以上）、かつ、令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄（※） 令和12年度燃費基準90%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準95%達成及び令和2年度燃費基準達成車 令和7年4月30日までの間は以下を含む 令和12年度燃費基準80%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準85%達成及び令和2年度燃費基準達成車	  又は   &  又は   又は   & 	
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	乗用自動車	イ	40の4④	次のいずれにも該当するもの ・平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの ・令和12年度燃費基準の90%以上（令和7年4月30日までの間は80%以上）、かつ、令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄（※） 令和12年度燃費基準90%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準95%達成及び令和2年度燃費基準達成車 令和7年4月30日までの間は以下を含む 令和12年度燃費基準80%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準85%達成及び令和2年度燃費基準達成車	  又は     又は  	
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック	90の12③三	ロ	40の4③	次のいずれにも該当するもの ・平成30年軽油軽中量車基準に適合するもの ・令和4年度燃費基準の90%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和4年度燃費基準90%達成車	
	車両総重量3.5t超のバス・トラック	ハ	40の4④	次のいずれにも該当するもの ・平成28年軽油重量車基準に適合するもの ・令和7年度燃費基準の95%以上（令和7年4月30日までの間は、平成27年度燃費基準より10%以上）燃費性能の良いもの	【備考】欄 令和2年度燃費基準95%達成車 令和7年4月30日までの間は次の通り 平成27年度燃費基準10%向上達成車	 	

別表4 (25%軽減)

車種等		租特法		租特規	要件等 (概要)	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示
ガソリン車 (ハイブリッド自動車を含む)	乗用自動車	90の12④一	イ	40の4⑤	次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの 令和12年度燃費基準の80%以上（令和7年4月30日までは70%以上）、かつ、令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの 	<p>【備考】欄 (※)</p> <p>令和12年度燃費基準80%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準85%達成及び令和2年度燃費基準達成車</p> <p>令和7年4月30日までの間は以下を含む 令和12年度燃費基準70%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準75%達成及び令和2年度燃費基準達成車</p>	  又は   &  又は 
	車両総重量 2.5t以下のトラック		ロ	40の4⑥	次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの 令和4年度燃費基準の90%以上燃費性能の良いもの 	<p>【備考】欄</p> <p>令和4年度燃費基準90%達成車</p>	 &  又は 
	車両総重量 2.5t超3.5t以下のトラック		ハ	40の4⑦	次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 平成30年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年揮発油軽中量車基準に定める値より25%以上少ないもの 令和4年度燃費基準の90%以上燃費性能の良いもの 	<p>【備考】欄</p> <p>令和4年度燃費基準90%達成車</p>	 &  又は  又は 

車種等		租特法	租特規	要件等（概要）	自動車検査証の必要記録事項	車体表示又はカタログ表示
石油ガス自動車 (ハイブリッド自動車を含む)		90の12④二	40の4㉞	次のいずれにも該当するもの ・平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める値より50%以上少ないもの ・令和12年度燃費基準の80%以上（令和7年4月30日までの間は70%以上）、かつ、令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄（※） 令和12年度燃費基準80%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準85%達成及び令和2年度燃費基準達成車 令和7年4月30日までの間は以下を含む 令和12年度燃費基準70%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準75%達成及び令和2年度燃費基準達成車	         
クリーンディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	乗用自動車	90の12④三	40の4㉞	次のいずれにも該当するもの ・平成30年軽油中量車基準に適合するもの ・令和12年度燃費基準80%以上（令和7年4月30日までの間は70%以上）、かつ、令和2年度燃費基準以上燃費性能の良いもの	【備考】欄（※） 令和12年度燃費基準80%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準85%達成及び令和2年度燃費基準達成車 令和7年4月30日までの間は以下を含む 令和12年度燃費基準70%達成及び令和2年度燃費基準達成車 又は 令和12年度燃費基準75%達成及び令和2年度燃費基準達成車	       
ディーゼル車 (ハイブリッド自動車を含む)	車両総重量3.5t超のバス・トラック		40の4㉟	次のいずれにも該当するもの ・平成28年軽油重量車基準に適合するもの ・平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの	【備考】欄 平成27年度燃費基準5%向上車	

※ 令和2年度燃費基準については、達成のほか、110%から150%まで10%毎、109%、123%又は190%と記載

別表5(免税)

車種等	租特法	租特規	要件等(概要)		自動車検査証の必要記載事項		
乗合ノンステップバス	90の13一	40の6①一イ、②一イ	一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行の用に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第1条第1項に規定するノンステップバス 公共交通移動等円滑化基準省令第37条から第42条までの基準を満たすもの 	【備考】欄 ノンステップバス		
乗合リフト付きバス		40の6①一ロ、②一ロ			<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第2条第1項に規定するリフト付きバス 公共交通移動等円滑化基準省令第37条第1項、第38条第2項及び第42条の基準を満たすもの 	【備考】欄 リフト付きバス 又は リフト付きバス(空港アクセスバス)	
貸切ノンステップバス		40の6①二イ、②二イ	一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するもの		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項に規定する基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められたもの	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第1条第2項に規定するノンステップバス 公共交通移動等円滑化基準省令第38条第1項及び第40条第2項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第3章第3節(第38条第1項、第39条第5号及び第6号、第39条の2、第40条第2項、第41条第2項及び第3項並びに第43条の規定を除く。)の基準を満たすもの 	【備考】欄 ノンステップバス
貸切リフト付きバス		40の6①二ロ、②二ロ				<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第2条第2項に規定するリフト付きバス 公共交通移動等円滑化基準省令第3章第3節(第38条第1項、第39条第5号及び第6号、第39条の2、第40条第2項、第41条第2項及び第3項並びに第43条の規定を除く。)の基準を満たすもの 	【備考】欄 リフト付きバス
ユニバーサルデザインタクシー		40の6③、④				一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第4条第1項の規定による認定を受けたもの 公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準を満たすもの

別表6(50%軽減)

車種等		租特法	租特規	適用期間	要件等(概要)	自動車検査証の必要記録事項
2装置を装備した車両 【対象装置】 側方衝突警報装置 (BSIS) 歩行者検知機能付き衝突 被害軽減ブレーキ (歩行者対応AEB)	車両総重量8t超の トラック(※1)	90の14①	40の7 ①、②、 ③	令和5年5月1日～令和6年4月30日	「側方衝突警報装置に係る保安基準」に及 び、「衝突被害軽減制制御装置に係る保安 基準」(※2)に適合するもの	【備考】欄 側方衝突警報装置及び衝突被害軽 減ブレーキ(歩行者検知機能付き) を装備した車両

※1 被牽引自動車を除く。

※2 衝突被害軽減ブレーキの基準については、令和5年1月4日改正後のものに限る。

別表7(25%軽減)

車種等	租特法	租特規	適用期間	要件等(概要)	自動車検査証の必要記録事項	
側方衝突警報装置(BSIS)を装備した車両		90の14②	40の7④	令和3年5月1日～令和6年4月30日	「側方衝突警報装置に係る保安基準」に適合するもの	【備考】欄 側方衝突警報装置を装備した車両
歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置(歩行者検知機能付きAEB)	車両総重量が3.5t超のトラック(※1)	90の14③	40の7⑥	令和5年5月1日～令和8年4月30日	「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」(※3)に適合するもの	【備考】欄 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を装備した車両
	バス等(※2)		40の7⑤、⑥			

※1 被牽引自動車を除く。
 ※2 乗車定員10人の乗用の用に供する自動車を含む。
 ※3 衝突被害軽減ブレーキの基準については、令和5年1月4日改正後のものに限る。